

第3回南陽市教育委員会会議録

日時：令和8年3月17日（火）

午後2時00分～4時00分

場所：南陽市役所 庁議室

出席者

一番	山岸俊道	二番	鎌田一郎
三番	相澤裕子	四番	佐藤絵里子

説明のため出席した職員

管理課長	鈴木博明	学校教育課長	安達心
社会教育課長	田中聡	史跡文化主幹	角田朋行
管理課長補佐	金子ちあき	学校教育課長補佐	志賀俊介
学校教育課指導係長	佐藤由紀子	学校教育課指導主査	高橋栄介
職務のため出席した職員	佐藤光緒		

議事日程

開会

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報第 1 号 南陽市立小中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 日程第 4 承第 1 号 市長の権限に属する事務の教育委員会への委任について
- 日程第 5 議第 7 号 令和8年度南陽市職員の人事について
- 日程第 6 議第 8 号 南陽市公立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第 7 議第 9 号 南陽市児童生徒等就学援助要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 日程第 8 議第 10号 南陽市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 議第 11号 南陽市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について
- 日程第 10 議第 12号 南陽市公民館館長の任命について

- 日程第11 議第13号 南陽市スポーツ推進委員の委嘱について
日程第12 議第14号 南陽市夕鶴の里館長の任命について
日程第13 議第15号 南陽市青少年補導センター補導員並びに南陽市青少年育成推進員の委嘱について
日程第14 議第16号 南陽市立結城豊太郎記念館館長の任命について
日程第15 議第17号 教職員の懲戒処分の内申について
日程第16 協 議 通学区域（学区）変更について
日程第17 諸般の報告
日程第18 業務報告
（1）管理課 （2）学校教育課 （3）社会教育課

その他

- （1）連絡事項

次回定例教育委員会 令和8年4月24日（金）午前10時

閉 会

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

教育長が相澤裕子委員と佐藤絵里子委員を指名

日程第2 会期の決定

教育長が会期を本日1日限りとすることを決定

日程第3 報第1号

南陽市立小中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

- ・学校教育課長が報告
- ・学校保健安全法第23条の規定に基づき、南陽市立小中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱する。
- ・委嘱期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなる。

（原案のとおり承認）

日程第4 承第1号 市長の権限に属する事務の教育委員会への委任について

- ・史跡文化主幹が上記委任について説明
- ・施設の所管替えにより、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会が市長の権限に属する事務の委任について承認を求める。
- ・南陽市文化会館については、令和8年度からみらい戦略課から社会教育課へ所管替えとなり、これまでの運営体制を変更せずに社会教育課で引き継ぐ。
- ・旧中川小学校については、校舎は埋蔵文化財分室として管理課から社会教育課へ所管替えとする一方で、体育館等の運動施設の所管は財政課、管理は管理課で行う。

鎌田委員

- ・文化会館の委任について、具体的な内容を確認したい。

⇒史跡文化主幹：現在の文化会館はみらい戦略課で所管しているが、社会教育法上の制約が生じるのを防ぐため、社会教育施設としてではなく現状の体制を維持したまま社会教育課で引き受けるという内容である。

鎌田委員

- ・文化会館の最高責任者は誰か。

⇒史跡文化主幹：設置者は市長であり、管理者は教育長になると思われる。

鎌田委員

- ・文化会館の運営に関する意見や要望は、教育長宛に出すという認識でよろしいか。

⇒史跡文化主幹：認識のとおりである。

(原案のとおり承認)

日程第5 議第7号 令和8年度南陽市職員の人事について

- ・事務局職員退室後、教育長が教育委員へ人事について報告
(報告後事務局職員入室)

日程第6 議第8号 南陽市公立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について

- ・学校教育課長が上記訓令について説明
- ・事務簡素化のために、4月1日に着任する教職員の着任届の提出を不要とする。
- ・他の提出書類でも把握できること、他市町村でも着任届の提出が義務付けられている例が少ないこと等が理由である。

- ・着任届の項目を削除したことによる条ずれや様式ずれを修正する。

(原案のとおり承認)

日程第7 議第9号

南陽市児童生徒等就学援助要綱の一部を改正する要綱の制定について

- ・学校教育課長が上記要綱の改正について説明
- ・様式第6号の委任状について、「また、学校集金に未納があるときは、就学援助費を未納分に充当することに同意いたします」という1文を追加する。
- ・同様の1文が他の様式にはあるが就学援助費の様式にはなかったため、就学援助費だけは未納分に充当されないという誤解を招くケースがあり、検討した結果1文を追加することが望ましいと判断した。

山岸委員

- ・これまでは、この1文がなくても就学援助費を未納分に充当していたのか。

⇒**学校教育課長**：充当していたが、「この1文が就学援助費の要綱にだけない」という保護者の方からの意見があり、今年は1件充当できない案件が出たため、今回の改正を検討した。

教育長

- ・なぜ今までその1文がなかったのか。

山岸委員

- ・昨年もこの件について話し合った記憶がある。

鎌田委員

- ・就学援助費と学校集金は本来異なるものであるため、未納分を就学援助費から徴収することは違和感がある。
- ・「もらうものはもらう、払うものは払う」というように、本来は切り離すべきものであり、集金が集まらなるとすれば学校の責任ではないかを感じる。
- ・市が条例改正までしてバックアップする必要はないのではないか。

山岸委員

- ・以前、国民年金から介護保険料が天引きされるのではないかと話した際、当時の学校教育課長から「あらかじめ説明し、本人の了承を得て行っている」との説明があった。

鎌田委員

- ・機械的に天引きできるものではない。
- ・就学援助費についても、保護者の方が「同意しない」と言えば、強制ではないため問題はないと思う。

山岸委員

- ・今年、充当できなかった案件が1件あったという認識でよろしいか。

⇒学校教育課長：認識のとおりである。

鎌田委員

- ・その1件のために要綱を改正するのは適切なのか疑問に思う。
- ・何事にも例外はあり、その例外への対応が重要である。

相澤委員

- ・以前学童で勤務していた際に、子供手当から未納分に充当していた記憶がある。
- ・教頭先生方が市役所窓口で毎回並んで対応されていた姿を見て、集めるのに大変な思いをされていると感じた。

鎌田委員

- ・保護者の方と学校が同意のもとで行っているものである。

⇒学校教育課長：子供手当の場合は特に決まった文言もないため、現場の努力で保護者の方からの同意を得ながら徴収しており、最も任意な形だと認識している。

今回、保護者の方から意見が出たことを受け、分かりづらさを解消するためにも、本案を上程した経緯がある。

教育長

- ・同意したくない保護者は充実に同意しなければ良いという認識でよろしいか。

⇒学校教育課長：認識のとおりである。

山岸委員

- ・委任状は、学校の先生方が説明し同意を得る手間を省くためのものということか。

鎌田委員

- ・自分もその認識である。
- ・保護者の方が払えない状況への共感や思いやりが薄れていき、払って当然という風潮になってしまうことが心配である。
- ・保護者の方に対する学校のアプローチが冷たく機械的にならないことを望む。

(原案のとおり承認)

日程第8 議第10号

南陽市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

- ・ 史跡文化主幹が上記規則の改正について説明
- ・ 旧宮内公民館と旧宮内公民館内にあった南陽市文化センターの廃止に伴い、事務委任規則を改正する。
- ・ 事務委任規則の第2条第7号の「、文化センター館長」、同条第9号の「、文化センター」を削除する。
- ・ 南陽市文化会館の所管替えに伴う館長の任命については、現在議会中であるため、後日改めて報告する。

(原案のとおり承認)

日程第9 議第11号

南陽市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

- ・ 社会教育課長が上記要綱について説明
- ・ 国から示された総合的なガイドラインの地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、南陽市が地域クラブ活動を認定するにあたり必要な事項や基準を定める。
- ・ 令和5年度から7年度を改革推進期間、令和8年度からを改革実行期間とする。
- ・ 具体的な要件・基準は資料16ページ以降に記載のとおりで、施行は令和8年4月1日を予定している。

鎌田委員

- ・ 要件確認書のベースは国と県の情報のどちらになるのか。
- ・ 認可を行うのは誰か。

⇒社会教育課長：前者については国の情報、後者については、教育長である。

鎌田委員

- ・ 実際に始まるにあたり、どのような展開を予想しているか。
- ・ 事業が過不足なく始められる見通しがあるか。

⇒社会教育課長：前者については、改革推進期間中に検討委員会を開催し準備を進めてきた経過があり、今後は各団体に手続き・申請を行っていただく流れとなる。

後者については、準備や手続きは踏んできたものの、どうなるか分からない部分もあるため、随時各団体の意見を聞きながら進める必要があると考えている。

⇒**学校教育課長**：学校側では、生徒と顧問の先生を中心とした対話を進めている。新入生も含め、各生徒がどのように活動していきたいかという思いを考慮し、健全な成長に向けて各中学校長と更に連携していきたい。

教育長

・受け皿として準備ができていない部活動はあるか。

⇒**学校教育課長**：吹奏楽部が挙げられる。

音楽を楽しむ点では南陽吹奏楽団で受けていただける可能性があるものの、各学校のコンクール出場については対応が難しい状況にある。

活動場所の問題について、休日の校内で教職員不在の中では活動できないため、顧問の先生に指導してもらう必要がある等課題が見られる。

鎌田委員

- ・部活動地域移行は、スポーツ少年団とは無関係の事業ということでよろしいか。
- ・「適切な活動時間や休養日が設定されていること」について、現在のスポーツ少年団でできていないため、地域移行でも同様のことが起こるのではないかと懸念している。

⇒**学校教育課長**：スポーツ少年団が受け皿となる場合や保護者の方を中心に立ち上げをする場合、既存のクラブチームが受け皿となる場合等様々である。

相澤委員

- ・学校で休日に部活動を行わないことを踏まえて、スポーツ少年団のあり方も今後見直すべきではないかと思う。
- ・試合に勝つことばかりを意識した身体作りを維持するのは難しいのではないか。

佐藤委員

- ・吹奏楽部について、活動場所や楽器運搬も含めた移動手段、指導者の問題等課題が様々あり、スポーツクラブとは異なる課題であると感じている。
- ・野球のスポーツ少年団の例を挙げ、他市町村のチームで活動する子供もいるため、今後部活動と地域クラブの両方に参加する子供が増えていくのではないか。

相澤委員

- ・文化系・運動系を問わず、不安がないように大人が子供を常にバックアップすべきだと思う。

- ・吹奏楽部における活動場所や鍵の開閉等の問題について、できるだけ子供が困らないように配慮いただきたい。

鎌田委員

- ・多くの課題が予想されるが、実際は何とかなると思う。
- ・保護者の負担が増えると予想される。

(原案のとおり承認)

日程第10 議第12号 南陽市公民館館長の任命について

- ・社会教育課長が、南陽市公民館条例に基づき、公民館長の任期満了及び前任者の退職に伴い新任1名、再任5名を任命することを説明
- ・任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となる。
- ・現在空席となっている、南陽市立図書館長と兼務の赤湯公民館長職員、宮内公民館長職員については、市当局から職員を充てる人事発令の見込みがあるため、今回の提案には含まれていない。

(原案のとおり承認)

日程第11 議第13号 南陽市スポーツ推進委員の委嘱について

- ・社会教育課長が、スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進委員の任期満了に伴い新任6名、再任17名に委嘱することを説明
- ・任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となる。

(原案のとおり承認)

日程第12 議第14号 南陽市夕鶴の里館長の任命について

- ・社会教育課長が、南陽市夕鶴の里設置条例に基づき、南陽市夕鶴の里館長の任期満了に伴い再任1名を任命することを説明
- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となる。

(原案のとおり承認)

日程第13 議第15号

南陽市青少年補導センター補導員並びに南陽市青少年育成推進員の委嘱について

- ・社会教育課長が、南陽市青少年補導センター設置条例・南陽市青少年育成推進員設置要綱に基づき、南陽市青少年補導センターの補導員並びに南陽市青少年育成推進員の任期満了に伴い新任1名、再任14名に委嘱することを説明
- ・任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となる。

(原案のとおり承認)

日程第14 議第16号 南陽市立結城豊太郎記念館館長の任命について

- ・社会教育課長が、南陽市立結城豊太郎記念館の設置及び管理に関する条例に基づき南陽市立結城豊太郎記念館館長の任期満了に伴い再任1名を任命することを説明
- ・任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となる。

(原案のとおり承認)

日程第15 議第17号 教職員の懲戒処分の内申について

- ・事務局職員退室後、学校教育課長が教育委員へ内申について説明
- (報告後事務局職員入室)

日程第16 協議 通学区域(学区)変更について

- ・学校教育課長が別紙資料により、通学区域(学区)の変更等について説明

(原案のとおり承認)

日程第17 諸般の報告

教育長より報告

- ・南陽市議会(3月定例会)について
3月2日より開会されたことを報告
一般質問では、多くの質問をいただいた。
濱田藤兵衛議員より、南陽市の大学生等に向けた育英事業について、物価高騰等の状況を踏まえ、現在の貸与型から返済不要の給付型の奨学金制度へ改善するよ

う要望があった。

小松武美議員より、南陽市小中学校適正規模・適正配置等検討委員会について、子供達の意見を反映させるべきではないかという意見、中学校統合の際には中学生の意見を聞く機会を設けるのか、中学校が1校となる場合はいつどこに建設するのかについて質問があったことを報告

中学生の意見を聞く機会は今後あるのではないかと思っている。

佐藤和広議員より、学校現場が抱える問題として、教員の働き方に対する南陽市の考え、不登校児童生徒の実態と教育相談室クオーレの運営、本市のICT教育、教員不足の状況、山形県新規採用教員育成支援事業における本市の状況と評価等について質問があったことを報告

予算特別委員会では、旧中川中学校の体育館の解体、南陽高校の存続、結婚推進事業、市立図書館の取組み、南森遺跡等について質問があったことを報告

日程第18 業務報告

管理課長、学校教育課長、社会教育課長、史跡文化主幹より報告

各課の議案書資料に基づき、業務報告を行った。

子供の安否確認について

鎌田委員

・万が一のこともあるため、子供達の安否確認方法についてお聞きしたい。

⇒**学校教育指導係長**：基本的には学校が対応しているが、特定の人にその都度所在確認をすることで不審に思われる可能性や各家庭の事情もあるため、外から明かりがついているか確認したり、民生委員の方に協力を仰いだりすること等が現状の限界であると感じている。

給食費無償化について

相澤委員

・小学校は国の政策、中学校は市独自の政策ということだが、中学校の無償化に対して国からの助成金はあるのか。

・小学校と中学校の両方を国による無償化としない理由は何か。

⇒**管理課長**：前者について、国からは生徒1人あたりで月額5,200円の11ヶ月分の助成金があるが、不足があるため不足分は市の一般財源で賄う。

後者について、当時の自民党・公明党・日本維新の会との間で、小学校の給食費は無償化、中学校は速やかに実施するという3党合意があり、その合意文書に基づいて小学校が先行して予算化された経緯がある。

教育長

- ・中学校の給食費の無償化について、今後国が示す可能性はあるか。
- ・国からの連絡が遅れている要因として、国の予算がまだ成立していないことも考えられるか。

⇒**管理課長**：前者について、断定はできないがあると思われる。

後者について、国の予算が成立していないことも要因だと考えている。

今年度における南陽市教育の成果と課題について

鎌田委員

- ・今年度の南陽市教育における成果と課題を、個別事案は除いた俯瞰的な視点でお聞きしたい。

⇒**学校教育課長**：成果としては、1人1人の児童生徒に寄り添おうとする姿勢、いじめや不登校が疑われたり特別支援が必要な子供等、個々の状況に合った教育を心がける姿勢が芽生えていることが挙げられる。

課題としては、学力充実について対策を講じること、部活動地域展開が進む中で中学生がどのように生活し、どのような心のあり方になるかを考えた指導が必要であること等が挙げられる。

鎌田委員

- ・小中学生の規範意識や思いやりの心といった内面的なものが醸成されている印象がある。

教育長

- ・宮内中学校の卒業式に出席した際の受付担当の生徒との対話の中で、生徒の自然な挨拶や受け答え、部活動地域移行の意識が浸透していること等を実感した。

鎌田委員

- ・挨拶だけでなく一言添えられる力は、子供達にとって非常に重要な力である。

相澤委員

- ・挨拶と対話が自然にできる子供が増えることで、他校にも良い影響が広まるのではないかと思う。
- ・小学校・保育園からの継続的なつながりが必要である。

学校間の違いについて

鎌田委員

- ・先生方の質や指導力について、学校間で違いはあるか確認したい。
- ・職員室や玄関、事務室の雰囲気のような第一印象は、改善が難しいと思う。

⇒**学校教育課長**：学校ごとに違いは感じている。

学校教育課でも、定期的な打合せの中で気になる点を集約し、学校へ出向いて指導している。

学校の空気感を変えるのは難しいものの、ヒアリングや改善に向けたきっかけづくりはできているのではないかと感じている。

鎌田委員

- ・以前よりも学校の電話対応が改善されたと感じるが、現在も学校によって対応に差があると思われる。
- ・学校の窓口の雰囲気や第一印象は非常に重要だと思う。

相澤委員

- ・学校教育課の方に学校に出向いていただいていることは良いことだと思う。
- ・保護者の方から、教える範囲の広さから先生方が優秀な子供に頼る傾向にあり、障害や特性のある子供が意図せずに排除されているように見えるケースがあることを聞いた。
- ・1人1人が公平に見てもらえるように配慮いただきたい。

鎌田委員

- ・能力の高い子供に頼ること、先生が子供をあだ名や「ちゃん」を付けて呼ぶことに対して、「特定の子とだけ仲良くして、他の子は相手にされない」といった子供の声を保護者の方を通じて聞いたことがあるので、こうした事案が少なくないのではないかと心配している。

教育長

- ・逆に、子供が先生を「ちゃん」を付けて呼ぶようなことはないか。

⇒**学校教育課長**：複数の事案を把握しており、指導係を中心に対応してきた。

改善は容易ではないが、校長先生とも連携しながら、全体としては少しずつ改善できていると認識している。

公平に1人1人の良い部分を見つけて伸ばせる教育ができるよう努めていく。

鎌田委員

- ・校長先生は強い指導ができず、柔らかい言い方しかできない状況にあるとは思いますが、乗り越えていただきたい。

⇒**教育長**：肝に銘じて今後指導を進めていく。

その他（１）連絡事項

次回定例教育委員会について管理課長補佐より連絡

山形県市町村教育委員会協議会の監事選出について

- ・学校教育課長補佐より、令和８年度と９年度の監事を、教育長職務代理者以外の南陽市教育委員から選出いただきたい旨依頼があったことを連絡

東北６県市町村教育委員会連合会の研修会について

- ・学校教育課長補佐より、令和８年度の教育委員・教育長研修会が７月１６日から１７日に岩手県盛岡市で開催されるため、教育委員へ出席を依頼

辞令交付式と教育委員会歓迎会について

- ・学校教育課長補佐より、４月１日に辞令交付式と教育委員会全体の歓迎会が予定されているため、教育委員へ出席を依頼
- ・案内文書は近日中に発出する。

閉 会

教育長が令和８年３月１０日付け南陽市教育委員会告示第５号をもって招集した第３回南陽市定例教育委員会の閉会を宣言